

平成 27 年度政務活動実績報告書

氏名 浜田英宏

本年度の政務調査研究に関する主な活動の実施状況は次の通りであります。

BERT と AMDA の災害連携活動への参加について報告

高知県の須崎市、黒潮町、四万十市、徳島県の牟岐町、美波町、阿南市等は、南海トラフ地震発生時、大きく被災する地域であります。

有事が起きたとき、この地域に住むオートバイ仲間たちが日頃培ったネットワークをフルに活用し、アマチュア無線で全国の仲間に呼びかけ連絡を取り合いながら、AMDA と連携協力し、四輪車ではアクセス不可能な孤立地域の避難所や診療所をオフロードバイクやモーターパラグライダーで踏査し情報収集します。

そして、要請のあった医薬品や血液製剤や食料を被災地に搬入し救助救援するのが BERT の役割です。

今年は、黒潮町の「拳ノ川診療所」が大津波のため孤立し、医師や多くの怪我人から医薬品や食料の支援要請があつて、との想定で、訓練を行いました。

夜中の 3 時半に、奈半利の自宅に出動要請の無線連絡が入り、土佐市 IC 近くのパーキングで四台の県東部のバイク仲間と合流し、降りしきる雨の中を四万十川の河川敷まで移動、高知県危機管理部の橋口副部長チームと合流し、仮眠休憩をとりました。

8 時半に四万十川に設けられたベーステントにおいて、鳥取・島根・岡山・愛媛・香川・徳島から集結した 50 台近くの BERT のメンバーと災害支援ブリーフィングを行い、各ミッション遂行のため直ちに分散しました。

四万十川河川敷を飛び立った、モーターパラグライダーが AMDA チームの用意した医薬品を搭載し、黒潮町の公民館まで空輸、一方西土佐を経由して先回

りをした私が医薬品を受け取り診療所まで届けるのが私のミッションでありました。

天候が悪く、モーターパラグライダーが風に流され到着がかなり遅れましたが無事に医薬品を受け取り、拳ノ川診療所に搬入できました。

モーターパラグライダーの有効性が証明されたのです。今年は、カメラを搭載したドローンで訓練を行う予定です。こうした訓練が、高知県や徳島県の随所で実施されました。また、当日「高知県日赤バイクサポート隊」は、高知市の高須浄化センターで香川県チームと高知県防災航空隊との連携による訓練がおこなわれました。高知県の5地域の南海トラフ地震対策地域本部もオフロードバイクをそれぞれ配備しましたので今後は我々の訓練に巻き込む予定です。

ここに至る経緯ですが、

私は、小学3年生の頃からボーイスカウトに所属し、高校生まで活動を続けました。高校時代は、ライオンズクラブの青少年クラブであるレオクラブの会長として高知パルプ工場の汚水から鏡川の清流を守るため、鏡川の水質検査や清掃ボランティア活動を続け高知市民憲章より表彰されたこともあります。

大学卒業後、東京でのサラリーマンを経て、高知にUターンし、家業の傍ら27歳からロータリークラブの青少年奉仕活動(RYLA)の指導者として、またボーイスカウトの経験や3種類の無線免許技術や船舶免許や得意の釣りの技術を買われて国立室戸少年自然の家の野外活動の指導員として40歳までボランティア活動をさせていただきました。私の青少年に対する指導や奉仕活動がNHKの全国放送『少年たちの無人島サバイバル体験』と題して、一時間にわたって報道され、再放送も3回放送されました。

また、40歳まで高知県商工会青年部連合会長も務めた関係で、県議に当選させていただきましたが、県議になってからも、趣味の磯釣りやオートバイを生かした社会奉仕活動のため、高知県日赤バイクサポート隊に所属、高知県警OBや県職員等が多く加入する土佐陸援隊(南国二輪車愛好会)にも所属し、暴走族撲滅のため模範ライダーとして県警交通機動隊と共に交通安全パトロール等行ってまいりました。

現在は、四国地区ロータリークラブの高知担当のガバナー補佐として、また県議会議員として高知県内の様々な社会奉仕活動を支援しています。

私にとって社会奉仕活動の支援は「政治活動の原点」であります。

バイク仲間の口コミで、私の活動を聞きつけた、オートバイレーサーのワールドチャンピオン「片山敬済」氏から高知県議会議長として BERT のお世話をしたいただきたいとの要請が、高知県危機管理部の橋口欣二副部長よりあり、その趣旨に賛同しました。そこで、共に志を同じくする危機管理部の職員や南海トラフ地震対策地域本部の有志職員等とともに BERT の高知県支部を組織することになりました。

BERT(BIKERS EMERGENCY RESPONSE TEAM)は、2011年3月11日の東日本大震災をきっかけに活動を始めた、民間レベルの緊急災害対策チームです。

大災害発生直後の5日間は、家屋の倒壊や土砂崩れで道路が寸断され、四輪車で救助に駆けつけることがとても困難な状況が訪れます。そのような困難な状態でも機動性を活かしたオートバイならば、食料や物資を被災地に運び込むことができます。

その利点を最大限に活かした活動を、全国的に組織だって行おうと呼びかけたのが、1977年ロードレース世界チャンピオンになった片山敬済(かたやまたかずみ)氏です。

呼びかけに賛同した12名の理事役員には、国会のオートバイ議員連盟の会長である岡山県選出の逢沢代議士や各界の有志が名前を連ねています。

事務局長は、元プロのレーサーで参議院議員の三原じゅん子氏です。

活動を始めたその後も著名な友人たちが趣旨に賛同して参画、アメリカのインディーカーで活躍を果たした松下弘幸氏、カワサキの開発ライダーで世界グランプリ出場経験を持つ清原明彦氏、国内モトクロスチャンピオンの杉尾良文氏たちが顧問に就任しています。

片山敬済氏は、BERT(パート)を推進する上で、「大事なことは、同じ目的で活動する人々が、広く有機的に繋がり合って、学び合うための情報を共有し、地域ごとのリーダーを育て、資産を分かち合いながら、行動力を全国各地に分散させ連携することだ」と話しています。

ここで述べる同じ目的とは『来る災害に対する準備』『災害発生時の緊急対処』『被災地の復興支援』の3つに大別されます。

そして広域災害を視野に入れながら、地域特性を考慮した3千拠点(全国の市町村が合併を行う前の数)に分散させた、仔細な拠点ネットワークの構築が必要なのです。我々が、率先して構築すべきは情報システムとインターフェイスの確立、そしてヒューマンネットワークの拡大だと思っています。

東日本大震災の後も余震は続き、更なる驚異(東京直下型大地震、南海トラフ大地震)が日々、明らかになってきました。

現段階で、東日本大震災サイズの広域災害が勃発した場合、被災地全域に対する24時間以内の救助の手を期待することは、とても困難窮屈な状況といえるでしょう。

ならば一刻を争う被災地で「自分たちの命は、自分たちで守る」とする自律心と、「他者をも救いたい」という自助他助の精神が不可欠となってきます。

そこでオートバイライダー同士が声を掛け合い、BERT活動に参加できる人々を募ってきました。

現在、参加している人々にはオートバイには全く興味のない主婦も参加しています。「自律心と相互扶助の精神」を持ち合わせていれば、オートバイライダーのみならず、徒歩や自転車でも、個々の可能性に則した方法で活動に参加できるというのがこの組織の特徴です。

2012年7月には、国連NGOグループで医療班の派遣を行う、NPO法人AMDA(アムダ)との提携を結びました。いわゆる「国境なき医師団」です。

AMDAは相互扶助の精神に基づき、災害や紛争発生時、医療・保健衛生分野を中心に緊急人道支援活動を展開しています。世界32カ国にある支部のネットワーク

を活かし、多国籍医師団を結成して実施しています。

1984年に設立、本部は岡山市にあり、2001年8月30日、岡山県より「特定非営利活動法人」格を取得しました。

1995年に、国連経済社会理事会(UNECOSOC)より「特殊協議資格」を、2006年に「総合協議資格」を取得、2013年に認定NPO法人の認証を得ました。

AMDAの国際人道支援活動は相互扶助の精神、つまり「困ったときはお互いさま」の心に基づいており、「人道援助の三原則」(ボランティア三原則にも置換えられる)を活動成功の鍵としています。

1. 誰でも他人の役に立ちたい気持ちがある
2. この気持ちの前には、国境、民族、宗教、文化等の壁はない
3. 援助を受ける側にもプライドがある

以上が基本的的理念です。

AMDAとは、The Association of Medical Doctors of Asia(設立時の名称:アジア医師連絡協議会)の頭文字をとったものです。

『災害発生時の緊急対処』の一環として、いち早く医師や看護士、医薬品等を被災地に運び入れるための緊急搬送の手伝いを、オートバイ隊で行う準備を着々と行っています。

従来は倒壊道路が貫通するまで待機を余儀なくされていた医師団たちを、被災地に速やかにオートバイ隊で運び込むことで、一人でも多くの命を救おうという試みです。

このグループは「オレンジBERTY」と呼ばれ、緊急活動時に必要となる高速道路の「特別使用許可書」の申請取得も行っています。

BERTは、いろいろな職業を持つ民間人が結束する「緊急災害対策チーム」として発足し、多くのライダーをネットワークしながら、防災意識向上のコミュニティーを形成して啓蒙活動を行っています。

NPO法人BERTは、2015年12月をもって閉鎖し、2016年からは、一般財団法人BERTとして民間活動を続けることになりました。地方自治体ならびに企業

と連携した経済産業活動を行うことで、地域活性化による防災力の向上を担います。そして、近い将来には「公益財団法人 BERT」として活動することを視野に入れ、政策提言および人材育成を主眼に、国際災害対策ネットワークを構築してゆく予定です。

木質バイオマス発電の現状とCLT・SWPについて調査研究

まず、木質バイオマス発電所の最大の課題は、木材の集荷であります。

高知県に二つある木質バイオマス発電所のうち、土佐グリーンパワー株の八田社長さんから未利用材を活用した木質バイオマス発電所の現状と課題について聴きとり調査をしました。

その中で、「原木が7,000から8,000m³欲しいが、現状は毎月、2~3,000m³しか集まっていない。昨年度は71日間の操業停止をしたが、内34日間は用材不足のために停止することになった。FIT(フィット)売電価格を32円(KW)に設定されている木質バイオマス発電であることで、毎日200万円の売上げがあるが、30日以上操業停止をせざるを得ないため年換算で6,000万円を超す減収となった。」と伺い、依然として木材の集荷に苦労をしていることを再確認しました。

また、2か月分程度の在庫(15,000m³)を持つことで、この間に木材の含水率が50%程度に落ちることもあり、破碎した材の含水率を下げるための乾燥工程での経費が節減できるなど、在庫余力をもつた集荷があることで生まれる利点を強調しました。

今後、フル稼働に向けては、木材の集荷を森林組合だけでなく、森林ボランティアにも呼びかけていくことが重要だと結びました。

次に、CLTを本格採用した自治会館建設についてご報告いたします。

高知県は木材の有効利用を促進するため、CLT(クロス・ラミネイティッド・ティンバー)製造工場を大豊町に誘致する一方、新国立競技場などにもその利用を強く働きかけていこうとしていますが、現在建築中の、高知県自治会館は本格的にCLTを利用した6階建ての日本初の免震構造を有したCLT建物であることから、設計や監理面で取り組まれている細木建築研究所の細木茂所長さんから聞き取り調査いたしました。

高知県議会議事堂横の高知城の御堀を挟んで建設中の自治会館は「集成材58%、製材31%、CLT材11%で、住宅並みの木材利用率であり、高層のため耐火構造としなければならず、そのことでCLT材を石膏ボードで包み込むことが要求され、出来上がりの段階で目にすることはできない。集成材は染に使い、木製のプレースを使うなど、材木の親しみやすさを醸し出す工夫もした。」と胸を張りましたが、建築基準法での制約が多いことで、大臣認定に8ヶ月もかかるなど苦労をしたそうです。

さらに、細木所長さんからは、2階建ての高知県林業学校に携わっていること、純木造で林業振興にふさわしい造りに腐心していることも伺いました。

床板にCLTを使用した場合、長周期波が伝わりやすいことなど、弱点をどのようにクリアするかについても言及しました。先覚者として取り組んでいる設計事務所の苦労が偲ばれました。

次に、高知県の隠し玉 SWPについてご報告します。

CLTはRC並みに高価ですが、貧乏県の身の丈にあったSWP(シングル・ウッド・パネル)の3つの使い方について調査しました。

エコ協議会の副会長の上田道秋さんが、木材を工場製品として創り出してきたSWP(シングル・ウッド・パネル)を実際の建築現場で使った場合の利点を掲げ、高知県にある森林資源を住宅などに有効に使うことで、ローカル産業として育てていきたいとする強い思いも伺い、本県の身の丈に合った最適の振興策だとおもいました。

上田さんは、CLTに比較すると、1枚が30kg程度と軽く、施工が早く、安く仕上がる。減価償却を20年ほどと考えることで、災害復興の支援にもなる、解体やリサイクルまで考えると環境にもやさしい。

県下のサプライチェーンをブロックで完結する方法も考えられ、ローカル産業との可能性が高いと語りました。

さらに、SWPに断熱材をセットにしていくことで、高知県が弱点してきた健康とエコ住宅の両面で優位となる点も強調されました。

また、将来 CLT と SWP のハイブリット工法も有望であると感じました。

税外未収金対策についての調査研究

高知県包括外部監査人は、本県の26年度決算において約52億4500万円に及ぶ税外未収金に焦点を当て外部監査を行い、知事や議長や監査委員に報告ならびに政策提言をされました。

26年度決算において、本県の一般会計と特別会計を合わせた未収金合計は、約64億600万円です。そのうち県税関係の未収金は約11億6100万円ですが、県税関係は租税債権管理機構が組織され、回収は一定功を奏しています。残りの約52億4500万円の未収金のほとんどが税外未収金の私債権であります。

そのうち額が大きいのは、「闇融資」と揶揄され高知県政を震撼させた商工労働部関係のモードアバンセ関連のパワーアップ融資約11億7990万円と中小企業高度化資金約13億2273万円の合計約25億267万円です。

もう一つは、安芸市サンモールの中小企業高度化資金の約10億9724万円であり、これらの合計約36億円は税外未収金全体の約69%を占め、いまもなお回収に困難を極めています。

また、生活弱者に対する児童福祉や高齢者福祉や障害福祉や人権教育等に絡んだ、小口の債権が積みあがって大きな収入未済額になっているのが実態であります。

中でも、地域改善対策進学奨励資金貸付金の未償還額分が約4億9400万円と一番大きく、生活保護費返還金約9440万円や高等学校等奨学金約9320万円、施設入所児童保護者負担金約3392万円、児童扶養手当返納金約1350万円と続いています。

福祉関係以外では県営住宅の家賃滞納分などは約2億5000万円もあります。

これらの債権は、公債権の場合は5年の時効期間が経過すれば直ちに、私債権の場合は、それぞれ法律等により規定される時効期間が経過した後に時効についての意思表示があれば、債権消滅てしまい、不納欠損処理をせざるを得なくなり、結局は納税者である県民の負担になります。

出先機関に対しては、本課からの滞納者に対する指導を徹底するよう要請するなど、回収にご努力を頂いていることも承知をしています。

また、本庁においても税外未収金対策チームを組織したうえ、税外債権を所管する

各課も回収に努められており、双方の回収のご努力は評価いたしますが、回収困難と判断されるような不良債権にいつまでもエネルギーを注ぐよりも、新規の滞納に早期に対応する方向に、そして、そもそも対応をさせない方向にエネルギーを注ぐ方がはるかに合理的であります。

そこで、包括外部監査人の提言にもありますように、小口の不良債権等については、債権回収を外部の専門家に委託し、それでも回収が困難なものについては、債権放棄の基準などを条例で明文化し、議会の判断をいちいち仰がなくても処理できるよう、外部委託や債権管理のための条例制定を進める必要があると思いました。

立憲主義と憲法改正についての研究

この一年は、自民党が昭和30年に結党して還暦を迎えた年でありました。結党の原点は「自主憲法の制定」であり、これは今も尚、我が党の「党是」であります。

そんな中、これまで憲法改正問題が放置されてきたのは、実に残念であります、国民投票法の成立によって今大きな一步を踏み出しました。

私は、勇気をもって「日本国民の平和的生存権」を確立するために、今後も憲法改正に向けて全力で取り組んでまいります。

今、地元のプロパガンダ新聞の世論操作によって、安保関連法案に反対の県民世論が依然として多いですが「平和ボケ・対岸の火事」の県民意識があまりにも多いので、今年の報告書はあえて多くの時間を割いて、このような報告書になりました。

まず、日本国憲法の成立について、特に憲法9条がなぜできたのかもう一度振り返って研究してみました。

日本国憲法は、まず、憲法の成立過程に大きな問題がありました。それは、日本が占領下にあった時、GHQ司令部から「憲法草案を作るよう」と指示が出て、当時の松本烝治国務大臣のもと、起草委員会が草案作りに取り組んでいました。

ところが、その憲法原案が、ことあろうに昭和21年2月1日に毎日新聞によってスクープされ、その記事と内容を知ったマッカーサー司令官が激怒して「日本人にはもう任すことはできない」と、「マッカーサーの分身」との異名をもつコートニー・ホイット

ニー民生局長に対して「メモ」、俗に言う「マッカーサー・ノート」を手渡し、GHQ自身が憲法草案を作るよう命じたのです。

草案作りには憲法学者も入っておらず、国際法に通じた専門家も加わっていない中で、法律の知識が希薄な GHQ 将校等は、一週間の猶予しかなかったため、結局アメリカ合衆国憲法の前文をぱくって日本国憲法の前文を作ったのです。

その前文には、どこの国の憲法にも当たり前にある「正義を樹立し、国内の平穏を保障し、共同の防衛に備える」という、この 3 項目がすっぽりと抜け落ちていたのです。

これら 3 項目は、アメリカ合衆国憲法の立憲主義の根幹を成す部分であり、権力を縛る以前の重要な部分でありました。

ところが、この 3 項目を日本国憲法の前文に入れることで、日本人の愛国心や武力を再び助長することを危惧したマッカーサーは、自分が描いたノートで事前に禁止していたのです。

そのノートには、こう記されていました。

「日本は、紛争解決のための手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてのそれも、放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。いかなる日本陸海空軍も決して許されないし、いかなる交戦者の権利も日本軍には決して与えてはならない」と、その内容は日本人が「外国人に命を預ける」ことに併せて「自衛権までも否定」されたメモがありました。

このマッカーサー・ノートの内容には絶対に手を加えてはならないと記されていたにも関わらず、自衛権まで剥奪する内容のくだりである「自己の安全を保持するための戦争も放棄する」の文言は、あまりにも非現実的であるとした起草メンバーの一人であった「チャールズ・L・ケーディス」が独断でカットしたことを、日本テレビのインタビューに本人がそう答えているのです。

ケーディスの賢明な判断のお陰で「自衛権」までは剥奪されませんでしたが、日本が侵略の為の戦争を放棄し、日本人の安全のみならず生存権まで、つまり「命」まで外国人に委ねるという前文ができ、このノートが基本となり、こうして僅か 9 日間で憲法第 9 条及び第 2 項ができたのであります。

こうして、日本国憲法は、肝心かなめの「日本国民は、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼しつつ、われらの総力を挙げて国家の存立を確保し、われらの安

全と生存を保持しようと決意した」という本来盛込まれるべき日本国民の確固たる意志が取り除かれたため、日本国憲法はただ単に国民の自由と権利と福祉を希求する憲法で終わっているのです。

ようするに、立憲主義の大前提となる「国の自由と独立と主権の確立、国内の平穏と国民の統合による生命や財産を守り、国家を維持していこうとする決意」が全く示されてない憲法であり、ただ単に政府の権力を縛り国民の権利と自由を保護するという立憲主義論に終わった結果、現在でも色々な問題を生じさせているのが実態なのであります。

民進党や日本共産党などの野党が、集団的自衛権の限定行使を認めた安保関連法に反対しているのも、何十年も前の冷戦期にできた憲法解釈に固執しているためなのです。法律は制度であり時代と共にほころびも出てきます。そのほころびを繕う時が今到来しているのです。

今日の立憲主義は、「政府の権力を縛れ」という考え方だけではやっていけない時代です。緊急事態にもきちんと対応できる最低限の権能は政府に保持させないと国民の尊い生命と財産は守り切れないと思います。

東日本大震災の時の民主党政府の混乱ぶりを思い出して頂ければ、ご理解を頂けるのではないでしょうか。

日本国憲法草案のお手本となった著書で、アメリカ合衆国憲法を起草した「アメリカ建国の父」と呼ばれるアレクサンダー・ハミルトンやジョン・ジェイや、ジェームス・マジソン等が描いた近代立憲主義の教科書といわれる「ザ・フェデラリスト(連邦主義)」を読めば、立憲主義の大前提是、共に団結して独立戦争を戦って勝利し、独立宣言を発した、その13邦が再び結束して防衛に当たり、一つの強い国「13連邦政府」を作ることが基本になっております。

つまり「連邦軍が外敵に対して十分に機能してこそ、国民生活の平和と安定があり、これはアメリカ連邦を作るにあたり正当に認められた不可欠の目的である」としているのです。

そして「アメリカ憲法は、連邦政府の自由裁量を用心深く見守り、制約するが、国民の安全を担う連邦軍まで制約をかけることは賢明なやり方ではない」と記されているのです。

護憲派の先生方は、「この紋所が目に入らぬか！」と折に触れて立憲主義を振りかざすが、その立憲主義が果たして日本の平和と安定に寄与する正しい立憲主義であるかどうか疑問を持ったことがないのでしょうか。私に言わせれば、護憲派の立憲主義は、「平和の敵」だと言わざるを得ません。

憲法とは、国民を主権者としていますが、「国民が自らの生存を預けるために権力者と結ぶ基本契約」であり、これが立憲主義であります。

ならば、国民の生存を傷つけるような憲法解釈があつてはなりませんし、国民を守る憲法が国民を犠牲にしてまで平和主義を守ることを求めているとは思えません。それは立憲主義の本旨に反するからです。

憲法は、平和を守ることを求めているのであって、国民を犠牲にしてまで平和主義を守ることを求めているわけではありません。これが我々自民党の考える立憲主義論であります。

この考え方の裏付けとなったのが、昭和37年12月の「砂川事件」の最高裁判決であり、その判決文の一部を紹介すると、「我が国が主権国として持つ固有の自衛権は、何ら否定されたものではなく、我が憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。

我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置を取り得ることは、国家固有の権能として当然の事と言わなければならないつまり自衛隊の存在は違憲ではないという判断が最高裁で示されたのです。

立憲主義を、端的に説明すれば「憲法を大切にする」ということなのでしょう。しかし、それはただ憲法を守ってさえいればいいという立場ではない。護憲派の皆さんには、憲法解釈を変えないことが立憲主義だと思っているのですか？ 憲法を尊重することの中には、改憲や解釈の変更も含まれていることを決して忘れてはならないと思うのです。

そもそも国際法では、講和条約が締結されるまでは、占領という状態は戦争中の一過程であり、占領軍や関係国は、その国の基本的な法律や制度・慣習を尊重しなくてはならないと規定されております。

ですから戦勝国が敗戦国に対して都合のよい憲法を押し付けることは明らかに国際法違反なのです！

当時起草に参加したGHQのメンバーですら一回も改正なしに未だに現行憲法を使っている日本に驚いており、彼らは「暫定的な憲法として作ったつもりなのに」と呆れているのです。

我が国は、アメリカが作った国際法違反の憲法をまるで聖典のように神棚に祭り上げ崇めて参りました。しかし、憲法は宝物や神様ではなく法律であり、不備があれば是正していくのが当たり前であります。

世界の多くの国は、既に何回も改正を行っているのです。70年も経過した制度がいつまでも原型を留めることなどは本来有り得ないです。

我々は、憲法9条第1項の平和主義は、絶対に堅持すべきだと考えています。しかし、条文の中で「国際紛争を解決する手段としては」の、この文言の解釈は、侵略目的の意味における戦争は永久に放棄しても、他国から逆に侵略された場合に「自衛権」までは、否定していないと解釈しているのは先にも述べた通りであります。

そして、現行自衛隊の実態と矛盾し、自衛隊活動の足かせとなっている9条第2項を改正しないと、「第1項と第2項が共にケンカして打ち消しあった9条全体」の条文になっているではないですか。

打ち消しあっているが故に9条2項も生きなければ、9条1項も生きないことになります。9条2項を生かすことは全くの無防備平和中立になることであり、これでは現実問題として平和は守られません。

しかし、一番大切な1項の立場に立てば2項は矛盾してしまうのです。

そこで、憲法13条では、「国民の幸福追求の権利は、国政上最大に尊重しなければならない」とされていることから、憲法前文と9条1項と13条を総合的に勘案解釈すれば、確かに軍隊はもてないが、軍隊ではなくて国民の生命と財産を守るためのものは持てるはずだし、持たないとやっていけないね、というのが政府の解釈であり、砂川最高裁判決の論理です。

したがって、実に苦しいことですが、北朝鮮に対する海上警備行動等、有事における自衛隊の活動は、警察官職務執行法の延長線上に担保されているのです。ですから最初に自衛隊側に犠牲がでないと、正当防衛としての阻止行動をとれない規定になっているのです。

こんな軍隊は世界広しといえど日本だけなのです。

日本が本来持ち得る防衛力を法律が最大限担保して、内外に抑止力をアピールすることで、名実ともに「侵略国につけ入る隙を与えない、決して攻め込まれない体制」を確立すべきだと私は主張してきました。

日本国民なら誰だって戦争はしたくありませんし、巻き込まれたくもありません。しかし、万一起きた有事の後で「あの時、憲法改正をしておけばよかった」と、1万回悔やんでも悔やみきれません。

我々は、「全体の最適」の中に我が身において考える必要があります。

今、自家用車に自賠責保険のみならず、相手を死亡させてしまう心配から誰もが任意保険も掛けて不慮の事故に備えることは「全体の最適」を考えると当たり前の時代であります。いわば、この保険のようなものです。

交通事故の方が戦争に巻き込まれて亡くなる可能性よりはるかに高い時代ですが、いまやボタン1つで何万人も犠牲者がでるこれからの戦争を想像したら、抑止力を高めるための憲法改正や生命の危機に瀕した国民を救う緊急事態条項の加憲は決して高い保険ではないと思うのです。

私は、自民党議員として、責任政党の一員として、この保険を無視するわけにはまいりません。

「孫子の兵法、戦わずして勝つ！」は、「習近平の兵法、無理が通れば、道理がひっこむ！」よりはるかにスマートな兵法だと思うのです。

憲法改正と緊急事態条項の必要性について研究

これまでわが国は、災害が発生するたびに個別対応を繰り返し、その場をしのいできましたが、今こそ、私たちの想定をはるかに超えた大規模災害や無差別テロに対する万全の法整備の必要性があります。

パリの銃撃テロ事件は、記憶に新しいし、首都直下型地震がおきれば、日本の中核機能は麻痺し、脳梗塞状態になり、まさに国家的緊急事態になるでしょう。

「国民を守る精神がない憲法」を持つ我が日本は、国の総力を挙げて国民の平和と安全を守る態勢がとれないでいるのが実態であります。

そこで、大規模災害やテロ攻撃など、想定外の緊急事態の発生に対し、今の憲法で国民の命と暮らしを守り切れないのです。

これについては、わが党の桑名龍吾議員が二月議会において「緊急事態条項の必要性」について質問され、既に知事からかなり踏み込んだご答弁を賜りましたが、その後、同盟国であるアメリカの大統領選挙において共和党候補としてドナルド・特朗普氏の指名が確定されそうな今、彼の日本やアジアに対する考え方について、特に駐留米軍の費用負担や撤退問題、そして日韓の核兵器配備発言等、日米安全保障関連の公式発言は、非常にナーバスな物議を醸しています。

しかもオバマ大統領の「アメリカは、もはや日本の警察ではない」との発言と一定の整合性もあります。私は、核のボタンを握る可能性のある特朗普氏を評価することはできません。

また、北朝鮮労働党委員長に就任した金正恩は、久方ぶりに開かれた党大会で「東方の核大国として輝かせていく」と恐ろしい決意表明をいたしました。

また、無差別大量テロ攻撃を想定すると 2020 オリンピック・パラリンピックは万全の体制でテロ攻撃を阻止できるよう備えておかなくてはなりません。そのためには、アメリカの CIA や英国の MI6 等と対等に情報交換ができる対外情報機関が政府の中に必要と考えます。現在は、公安調査庁等もありますが、とても対等とは言えません。日本版中央情報局 CIA の必要性については論を待ちません。

東日本大震災の時、憲法 29 条で保障された「財産権」の壁に阻まれ瓦礫の処理が遅れ復興の大きな障害になりました。

また、震災直後にライフラインで深刻な問題となった一つが「燃料不足」でした。当時の民主党政府は、「国民の権利義務を大きく制限することになる」という理由で、災害緊急事態の宣言を見送り、「被災地向け燃料を確保するため、必要以上の買いだめを禁止する」といった強制力のある「緊急政令」も出しませんでした。

そのため災害対策基本法で認められている緊急時の被災者救済のための物資統制が行われませんでした。

例えば、電源喪失の中、かろうじて給油可能であったガソリンスタンドでは、燃料の争奪を巡る小競り合いが県職員と県民との間で勃発しましたが、これには警察も仲裁に入れず、結局、緊急公用車より私有車が我先に給油した結果、本来届けられるべき避難所に燃料は供給されず、発災後3ヵ月時点の震災関連死は1324名、現在まで約3400名を記録するに至っています。

更には、釜石市や南三陸町など多くの自治体が行政機能を喪失し、地方自治体が中心となって災害に対処するという、災害対策基本法の前提そのものが崩れ去りました。

また、福島原発のメルトダウン事故当日、大阪に出張していた東京電力社長を緊急事態として自衛隊の航空機で東京まで送ろうとしたとき、当時の菅内閣の防衛大臣は、民間人を自衛隊機に緊急搭乗させることは法律違反として即引き帰えさせ、結局新幹線を利用させたことで、原発事故対応に大きな後れをとったことは最たる悪い事例です。

南海トラフ地震や首都直下型地震など32万人の犠牲者や700万人の被災者を僅か5万人の自衛隊が被災地に赴き、残りの5万人の自衛隊員が後方支援に回り、最大10万人体制で対応するとしても、発災後に災害対策基本法で対応しきれない場合は、いったい何人の国会議員が招集できるかも分からない中、国の意思決定が定まらず、生存の目安となる72時間はすぐに経過し、犠牲者は増すばかりだと思います。

首都直下型地震がまさにそうであり、今の憲法には総理大臣が欠けたとき誰が代わりをするかという規定もありません。日本の中枢機能は麻痺し、いわば「脳梗塞状態」となり、その応急期の対応で防衛が手薄になった隙を突いて他国からの侵略が起きる可能性も否定できません。

これらの災害対策やテロ対策を円滑に進めるためには、日本国憲法に緊急事態条項を新設し、あくまでも現地現場主義に徹した上での意思決定において、政府に一時的に権限を集中させ、しかも権力者の恣意的な判断で乱用されない規定を設け、その上で場合によっては国民個人の権利を一部制限しても、率先して被災者やテロに遭遇した人々の命を最優先で救うのが緊急事態条項であり、世界のほとんどの国の憲法に備わっているのです。

立憲主義論については、中世ヨーロッパの王制の時代に、やりたい放題の暴君を貴族たちが集まってマグナカルタ等でその権力を縛った頃から、時代と共に変わってきているのに、マスコミや護憲派は、その条文の内容がすさん極まりない史上最悪だったワイマール憲法時代の緊急事態条項である第48条に焦点を当て批判し、安倍政治と無理矢理重ね合わせ、「安倍晋三はヒットラーの再来だ！ナチスだ！安倍政治を許さない！」とレッテル貼りを行い、「安倍政治は、国民の自由と権利を奪いに来るぞ！気を付ける！」と国民を脅し、鬼の首を取ったよう豪語批判していますが、戦後の西ドイツは、その反省に立ってワイマール憲法を否定し、権力者の恣意的な判断で乱用できない細分化された立派な緊急事態条項に改正がなされているのです。

また、国連総会が採択し、日本も加わっている国際人権規約（B規約）も認めているのに、緊急事態条項を「ナチス」といったレッテル貼りで反対する「護憲派」の論法は、明らかに誤ったこじつけであり、時代錯誤も甚だしいと強く反論しておきます。

緊急事態条項は、明治憲法では第8条の「緊急勅令」に相当しますが、ワイマール憲法と比較しても、国民の自由と権利をことごとく奪い去ったフランス革命のあとにできたフランス憲法よりもはるかに立憲主義的であるといわれているのです。

大東亜戦争敗戦後のアメリカの占領政策の下、GHQが僅か9日間で日本国憲法草案を仕上げ、日本が永久におとなしく、二度とアメリカに刃向かえないよう、日本人としての国家観を消滅せしめるため、「昭和20年12月8日に大東亜戦争を太平洋戦争と表現を改めさせ、国旗日の丸・国歌君が代を否定させ、間違った戦争を日本はしたのだ」と、徹底的に愛国心を奪い、自虐史観を刷り込み、日本の「無力化政策」の総仕上げとして、アメリカが押し付けた憲法が今の日本国憲法であります。

その結果、戦後の教育現場では教育勅語や修身を廃止し、教科書の内容が厳しく検閲され、日本の伝統的精神基盤を破壊するために国旗・国歌は徹底的に無視されてきたのです。

これらを下支えしてきたのが、日本国憲法の前文による規定であり、特に問題と思う文言は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」というくだりであります。

これは、日本人の「安全」のみならず「生存」までも、つまり「命」まで外国の公正と信義に委ねるということでありますから、正に驚きといわざるを得ません。

言い換えれば、「ドロボーさん、我が家は何時も鍵を掛けていませんが、あなたを信用していますから、ドロボーに入らないでね」と、玄関に張り紙をするようなものです。

ならば、金正恩や習近平が日本人の安全や生存を保証してくれるのでしょうか、南海トラフ地震が起きれば日本を助けてくれるのでしょうか。

ましてや、同盟国のオバマ大統領は、日本の年間防衛費に相当する毎年5兆円規模の軍事費を今後10年間で50兆円削減し、兵力は10万人削減するという連邦議会の決定を受け、もはやアメリカ合衆国は、日本の警察ではない、よって日本のより一層の共同防衛の必要性に言及いたしました。この発言が我々の「集団的自衛権」の議論の出発点でありました。

その途端、習近平は、環太平洋地域は、アメリカと中国で警察権を二分しても尚有り余る広さがあるとして、一方的に南シナ海の岩礁を埋め立て、3000m級滑走路を整備し、対艦・対空ミサイルまで配備し、軍事基地化を進めています。中国の軍備拡大は、アメリカと異なり止まることを知りません。たとえマイナス成長が続いても軍備拡張予算は決して削減しないと公言しているのです。

本来、干潮時にかろうじて水面に顔を出す岩礁や水面下に常時あるリーフ等は、国際法でも領土と認められないのは当然であります、仮に百歩譲って、そこから12海里を領海と主張するならまだ可愛いが、なんと東シナ海のほとんどが領海だと主張する中国は、「無理を通せば、道理が引っ込む」という徹底した霸権主義であり、あまつさえ尖閣諸島や沖縄県までも中国の領土であり、これは中国4000年の歴史上の史実だと主張しているではありませんか。こんな身勝手な中華風の国際法は絶対に認められません。

国際的には、中華人民共和国の建国記念日は、66年前の毛沢東時代の1949年(昭和24年)の10月1日なのです。

建国66年の中国が4000年の歴史を主張するなら、わが日本国は、天皇家一家で神武天皇が即位されて現在の今上天皇で125代目であり、皇紀2672年の史実に基づけば、中国に対して主張したいことはいくらだって在ります。

習近平に対して、憲法9条の出だしの文言である「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」を突き付けてやりたい気分であります。尚、この9条の出だしの部分は、通常我々は何気なく読み流していますが、実は、当時の社会

党国会議員団の修正動議が採択されて憲法9条に盛り込まれた大変重たい文言なのであります。

また、北朝鮮は、日本列島からグアム島のアメリカ基地まで射程に入るミサイルをあちこちに整備し、「東方の核大国」を標榜していますし、ロシアは、北方領土の軍事基地化を進めています。

このように今や大きな国際状況の変化の中で、とてもじゃないですが、いくら憲法前文の定めた事とはいえ、中国や北朝鮮に我々の安全と生存を預けられたものではありません。

安倍総理は、平成19年1月の内閣総理大臣施政方針演説で「戦後レジーム」からの脱却を宣言しました。憲法を頂点とした行政システム、教育、経済、雇用、国と地方の関係、外交・安全保障などの基本的枠組みの多くが、21世紀の時代の大きな変化についていけなくなっていることは、もはや明らかになったからです。

戦後レジームからの脱却を成し遂げるためにはやはり「憲法改正」が不可欠であります。